

議案第 5 1 号

令和 5 年 3 月 2 0 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
森岡 研二	松山市山西町

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された監査委員飯尾隆哉氏は、令和 5 年 3 月 2 6 日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

議案第52号

令和5年3月20日提出

松山市長 野 志 克 仁

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
河原 成紀	松山市勝山町二丁目

(提案理由)

教育委員会委員のうち一色昭造氏は、令和5年3月31日に任期満了となるので、その後任者の任命について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(任 命)

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

令和5年3月20日提出

松山市長 野 志 克 仁

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所
大塚 春子	松山市東長戸二丁目
菅 徹	松山市北土居四丁目
宮内 裕子	松山市東石井五丁目
山中 寄子	松山市西垣生町

(提案理由)

人権擁護委員のうち、大塚春子氏、菅徹氏、宮内裕子氏、櫻木陽一氏は、令和5年6月30日に任期満了となるものであり、その後任候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

人権擁護委員法(抄)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。